

H21. 12. 17 原案可決

「環境税」の創設に関する意見書

現在、政府が導入を検討している地球温暖化対策税(環境税)は、ガソリンや軽油、灯油、天然ガス、LPG、石炭といったすべての化石燃料の消費によるCO2の排出量に応じて幅広く負担を求め、CO2の排出削減につなげようとするものであり、その導入時期や手法など制度設計のあり方によっては、産業活動はもとより、農林水産業、国民生活など様々なところに影響が及ぶものである。このため、国民全体の理解を得ることは、必要不可欠であることはいうまでもない。

特に、我が国経済は持ち直しつつあるものの、雇用情勢は依然として厳しく、更に円高やデフレなど景気を下押しするリスクが払拭されていない状況にあり、先般も、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」という追加の景気対策が打ち出されたところである。

このような中、地球温暖化対策税(環境税)の導入は、地球温暖化対策の有効な手段の一つであると認識しつつも、一方では景気抑制効果が高い増税となることから、我が国産業の国際競争力を低下させ、ひいては国内経済・雇用に重大な影響を及ぼすおそれも大きい。

よって、政府においては、単に道路特定財源の暫定税率廃止による減収の穴埋めとして、地球温暖化対策税(環境税)を考えるべきではなく、経済と環境の両立といった観点から、その導入を慎重に検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)

国家戦略担当大臣

総務大臣

環境大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(行政刷新)